

## (お知らせ)

土壌の汚染に係る環境基準の見直しについて（案）に対する  
意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

平成 26 年 2 月 27 日（木）  
中央環境審議会土壌農薬部会  
土壌環境基準小委員会事務局  
（環境省水・大気環境局土壌環境課）  
代表：03-3581-3351  
直通：03-5521-8338  
課長：真先 正人（内線 6510）  
課長補佐：柳田 貴広（内線 6591）  
担当：市川 典（内線 6585）  
福地 幸夫（内線 6585）

環境基本法第 16 条第 1 項に基づく土壌の汚染に係る環境基準のうち、1,1-ジクロロエチレンの見直し案について、1 月 14 日（火）から 2 月 12 日（水）までの間に実施したパブリックコメントの実施結果についてお知らせいたします。

### 1. 意見募集の概要

「土壌の汚染に係る環境基準の見直し（案）」の内容について、以下のとおりパブリックコメントを実施しました。

- (1) 意見募集期間：平成 26 年 1 月 14 日（火）～平成 26 年 2 月 12 日（水）
- (2) 告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法：電子メール、郵送又はファックスのいずれか

### 2. 意見募集の実施結果

#### (1) 御意見の件数

- 意見提出者数：2 団体・個人
- 延べ意見数：2 件

#### (2) 御意見の概要及びこれに対する考え方

提出された御意見の概要及びこれに対する考え方については、別添 1、別紙のとおりです。

### 3. 添付資料

- ・別紙 「土壌の汚染に係る環境基準の見直し（案）」に提出された御意見とそれに対する考え方について

「土壌の汚染に係る環境基準の見直し（案）」に  
提出された御意見とそれに対する考え方について

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>地下水汚染と土壌溶出量との関係に科学的根拠があるとは思われないため、土壌汚染に係るサイトでの調査結果を踏まえた科学的な検討を行い、妥当性を検証した上で一般的な土壌環境基準の見直しを行うべきです。</p>	1	<p>土壌の有する水質浄化・地下水かん養機能を保全する観点から定められている土壌の汚染に係る環境基準（溶出基準）については、公共用水域及び地下水における水質保全と密接な関係を有することを踏まえ定められています。</p> <p>1,1-ジクロロエチレンの土壌の汚染に係る環境基準（溶出基準）については、平成21年に水質環境基準および地下水環境基準が見直されたことを踏まえ引き続き規制対象物質とし、基準値を0.1 mg/Lへ見直すことが適切と考えています。</p> <p>また、引き続き土壌汚染対策に関する科学的な検討を行っていく考えです。</p>
<p>他の環境基準等の改正に対し、本改正案は遅いと感じ取れる。</p> <p>今後他の項目についても速やかに検討し、必要な改正を早期に実施していくことを望む。</p>	1	<p>土壌の汚染に係る環境基準の見直しにおいては、1,1-ジクロロエチレン以外の物質についても諮問しており、引き続き土壌環境基準小委員会で検討していく予定です。</p>